

平成28年第10回新居浜市農業委員会農地部会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成28年10月5日(水曜日) 13:30～13:45
(2) 会議の場所 市役所庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

- (1) 出席委員 13名

第1番	桑山尚久	第10番	篠原修
第3番	村上勝利	第11番	加藤喜三男
第4番	寺尾俊行	第12番	小野春雄
第5番	神野賢二	第13番	岡部正明
第6番	矢野重明	第15番	山下元
第7番	守谷博明	第16番	福田満壽夫
第9番	秦昭一		

- (3) 欠席委員 3名

第2番	山本健十郎	第8番	古川一豊
第14番	岡田充		

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	戸張博司	事務局次長	横川俊彦
事務局次長	原道樹	係長	近藤常夫
主査	田中賢禅		

4 傍聴者 なし

5 会議に付議した事項

- 議案第1号 農用地利用集積計画について
議案第2号 農地の転用について
議案第3号 農地の転用に伴う所有権移転等について

参考事項1 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

参考事項2 農業生産法人の平成27年度事業報告について



6 議 事

岡部部会長 皆さん、こんにちは。

9月以降台風に伴う秋雨前線の影響で雨が続く天候となっております。18号については、日本海へ抜けてほっとしておりますが、これから収穫期を迎えるに当たって、収穫物の品質を落とさないよう、気を引き締めて、農作業に取り組んでまいりたいと思います。

それでは、ただいまから平成28年 第10回新居浜市農業委員会 農地部会を開会いたします。

本日の議事につきましては、議案第1号から議案第3号までとなっております。

なお、議案中、第1号は決議事項、第2号および第3号は意見事項となっております。加えまして参考事項が2件ございます。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において守谷博明委員と秦昭一委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

近藤農地係長 議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田2筆、合計面積1,164平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、106番の(1-1)さんの1件ございます。内訳といたしましては、期間、3年間、利用権の種類は、使用貸借、また、新規設定となっております。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作利用要件及び常時従事要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

- 岡部部会長** ありがとうございます。
以上、106番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。
 （「なし」の声あり）
- 岡部部会長** ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
 （「異議なし」の声あり）
- 岡部部会長** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」
を原案のとおり決定させていただきます。
- 岡部部会長** 3ページをご覧ください。
 議案第2号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の朗
読と説明をお願いします。
- 田中主査** 議案第2号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数
は、2件であります。
 4ページをお開きください。17番、大生院 字戸屋鼻、田1筆、申請人は、(2-1)
さん。
 内容は、自己住宅 107.17平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2
種農地と判断され、農用地除外あります。
 18番、船木 字高祖、畑1筆、申請人は、(2-2)さん。内容は、太陽光発電施
設、農地区分は、申請地から概ね300m以内に新居浜ICが存在するため第3種農
地と判断されます。
 17番及び18番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される
確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められ
ることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願いま
す。
- 岡部部会長** 以上、17番及び18番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。
 （「なし」の声あり）
- 岡部部会長** ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいで
しょうか。
 （「異議なし」の声あり）
- 岡部部会長** 御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の転用について」を許可
相当として県知事に意見を送付いたします。
- 岡部部会長** 5ページをご覧ください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。
事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中主査

議案第3号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、16件であります。6ページをお開きください。

115番、船木 字池田、畑1筆、譲受人は、(3-1)さん。内容は、自己住宅 84.01平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

116番、庄内町六丁目、田1筆、譲受人は、(3-2)さん。内容は、宅地進入路の拡張、一体利用地として、宅地 367.37平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

117番、寿町、畑1筆、譲受人は、(3-3)さん。内容は、自己住宅 65.41平方メートル、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に市立泉川小学校及び寿公園が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

7ページをご覧ください。

118番、船木 字池田、畑1筆、譲受人は、(3-4)さん。内容は、自己住宅 128.14平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は20年です。

119番、沢津町二丁目、畑1筆、譲受人は、(3-5)さん。内容は、自己住宅 48.85平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

120番、郷 字上郷、畑7筆、譲受人は、(3-6)さん。内容は、資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

8ページをお開きください。

121番、中村松木一丁目、畑2筆、譲受人は、(3-7)さん。内容は、貸し露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。122番、西の土居町二丁目、畑1筆、譲受人は、(3-8)さん。内容は、宅地分譲(4区画)、一体利用地として、宅地 601.65平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

123番、桜木町、畑1筆、譲受人は、(3-8)さん。内容は、貸し住宅(1戸) 51.34平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

9ページをご覧ください。

124番、坂井町三丁目、畑2筆、譲受人は、(3-9)さん。内容は、自己住宅 109.44平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

125番、東雲町三丁目、田1筆、譲受人は、(3-10)さん。内容は、自己住宅 93.03平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

126番、高木町、田1筆、譲受人は、(3-11)さん。内容は、貸し事務所 429.95平方メートル、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に市立金栄小学校及びくろみつ眼科が存在するため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、賃借権で期間は20年です。

10ページをお開きください。

127番、高木町、畑1筆、譲受人は、(3-12)さん。内容は、賃貸共同住宅(1棟) 126.69平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

128番、高木町、田1筆、譲受人は、(3-13)さん。内容は、露天駐車場、一体利用地として、雑種地 1,170.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

129番、久保田町一丁目、畑1筆、譲受人は、(3-14)さん。内容は、宅地拡張、一体利用地として、宅地 134.29平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用賃借権で期間は永年です。

11ページをご覧ください。

130番、大生院 字喜来、畑2筆、譲受人は、(3-15)さん。内容は、貸し露天駐車場、一体利用地として、宅地 54.07平方メートルがあり、農地区分は、申請地から概ね300m以内にJR中萩駅が存在するため第3種農地であり、区分は、所有権移転です。

また、115番から130番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくをお願いします。

岡部部会長

以上、115番から130番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 12ページをお開きください。

参考事項1は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての報告事項ですので、お目通しをお願いします。

13ページをご覧ください。参考事項2は、農地所有適格法人の事業報告についてでありますので、事務局より報告いたさせます。

横川事務局次長 農地所有適格法人の平成27年度事業報告についてご説明いたします。

平成28年8月31日、(4-1)さんから、農地所有適格法人報告書が提出されました。

農地所有適格法人の要件である法人要件については、法人形態は株式会社であり、かつ株式譲渡制限のある非公開会社であるため要件を満たしております。

次に事業要件については、平成27年度(期間平成27年6月1日から平成28年5月31日まで)の決算報告書によりますと、売上高は、8,612,902円、全額が農業による売上となっております。また、平成26年度、平成25年度の売上も農業による売り上げが100%であり、直近3か年の農業関係の売上が過半を占めているため、この要件を満たしております。

次に構成員要件については、この法人の株主は1名でありかつ農業常時従事者であるため、要件を満たしております。

最後に経営責任者要件については、先ほどの株主1名が役員となっており、常時、農業及び農作業に従事しており、他の重要な使用人1名も常時、農業及び農作業に従事しているため、要件を満たしております。

以上により、(4-1)さんが、農地所有適格法人として必要な四要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたのでご報告いたします。

岡部部会長 ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議題の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして平成28年第10回新居浜市農業委員会農地部会を閉会いたします。

13時45分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会農地部会

部会長

委員

委員